

第 1 2 章

～社会的活動～

第12章 社会的活動

12-1. 社会的機関としての組織倫理と運営について

12-1の事実の説明（現状）

本学は、社会的機関として必要な組織倫理に関する規程を整備し、教職員の法令遵守の徹底に努めている。本学の使命・目的を達成するための行動基準を、「多摩大学教職員就業規則」に規定している。第5条「教職員は、本学園の建学精神及び沿革に鑑み、職務の使命を自覚し、この規則その他諸規程を順守して、教育目的の達成に努め、本学の振興、発展に寄与するよう職務に専念しなければならない。」とし、教職員が倫理規範に触れる行為を行ったときには懲戒処分を行うことが規定されている。

個人情報保護に関しては、平成17(2005)年に「個人情報の保護に関する規程」を策定、個人情報保護委員会を設置し、個人情報の保護について必要な措置をとっている。教職員の中から部門ごとに個人データ管理責任者を置き、個人情報の取得、保管、安全管理、さらには個人データの開示、訂正等の請求などについて適切に処理されるよう、万全な体制をとっている。

本学のこうした個人情報保護への取り組みは、規程とともにホームページ上で公開し、学生に渡す「学生生活ハンドブック」にも掲載している。また、外部業者に個人情報の取り扱いを伴う業務を委託する際には、「個人情報の取り扱いに関する覚書」を交わし、情報の安全管理につとめている。

ハラスメント防止については、平成17(2005)年に「セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」を定め、同時に学長を委員長とするセクシュアル・ハラスメント防止委員会を組織した。さらに平成20(2008)年2月にこれらを一層徹底すべく「ハラスメント防止に関する規程」に拡大し、委員会も「ハラスメント防止委員会」へと再編成した。防止委員会では「ハラスメント防止ガイドライン」を制定、教員、職員の中から相談員を選任して相談に応じている。ホームページでは、規程及び防止ガイドラインを公開し、防止に関する対策及び啓蒙活動を行っている。学生に対しては「学生生活ハンドブック」の中に、規程及び防止ガイドラインを掲載し、防止と対応の仕方について啓蒙を図っている。

12-1の自己評価

社会的機関として必要な組織倫理を有し、適切に運営されていると考えている。個人情報保護についても、毎年度初めに本学の教育研究活動に個人情報を使用する承諾を全学生から得るなど厳格な対応ができています。ただ、ハラスメント防止のための相談員の存在が、必ずしも周知されていないので、相談しやすい環境作りも含めて改善の余地がある。

12-1の改善・向上方策（将来計画）

ますます多様化する個人情報の安全管理をより推進していくとともに、ハラスメント防止の相談員の存在を学内に周知し、平成20(2008)年12月に両学部の全教職員を対象に行った「ハラスメント防止セミナー」を平成21(2009)年度も行う計画である。

組織倫理の確立・向上は学校法人にとって今後一層求められてくるだろう。その時代に求められる倫理規範を制定し適切に運営していくことを基本に、更に改善に取り組んでいきたい。

12-2. 学内外に対する危機管理の体制について

12-2の事実の説明（現状）

【防火・防災管理体制】

平成元(1989)年開学当初から防火管理者を選任しており、事務局長を自衛消防隊長とする「自衛消防組織」を編成して防火・防災の危機管理に努めている。防火管理者は、代々、総務センターの責任者を充てており、施設設備の安全管理も含めて一括管理体制を取っている。「多摩大学防火・防災管理規程」に基づき、平成6(1994)年9月には「多摩大学消防計画」を策定して防火・防災管理体制を強化し、教職員向けに年1回自衛消防訓練を実施している。自衛消防訓練は、消防設備点検資格者など専門業者の指導の下に、館内通報訓練、避難訓練、消火器及び消火栓を使用する消火・放水訓練を行い、火災等万が一の災害時の被害拡大防止や人命安全対策を図ることを目的に実施している。平成14(2002)年7月に「多摩大学消防計画」を改訂して、平成15(2003)年度から自衛消防訓練は春休みと夏休みの年2回実施して、防火・防災のための訓練を強化して危機管理に努めている。平成19(2007)年4月に湘南キャンパスが開校したことに伴い、大規模地震やその他大規模災害が発生した場合の緊急事態に備えた対策について、両キャンパスの防火・防災の危機管理体制の統一を図っている。

【カウンセリングルーム】

平成14(2002)年10月から（湘南キャンパスは平成19(2007)年度より）「カウンセリングルーム」を設置して、友人等人間関係の悩み、修学や就職など学生生活の悩みなど様々なことに関して臨床心理士の専門家がカウンセリングの相談に応じており、近年増えている「心の病」の予防に努めている。

【衛生健康管理体制】

4月の年度初めに学生、教職員全員に定期健康診断を実施して健康管理に努めている。要所見の者については、医務室の養護教諭や学校医から再検査等の指導を行っている。

平成14(2002)年8月の「健康増進法」の施行に伴い、校舎内を全面禁煙にすると共に屋外指定場所以外は喫煙が出来ないように改めた。また、平成17(2005)年3月に衛生管理者を選任し、同7月から「多摩大学衛生委員会規程」を施行して、教職員の健康障害防止や健康の保持増進に努めている。平成19(2007)年10月には、学校医を産業医に選任して、教職員の健康障害防止や健康の保持増進についての一層の健康管理に努めている。

12-2の自己評価

本学は、防火・防災管理や心の病も含めた衛生健康管理については、危機管理の体制が整備されて適切に機能していると自己評価している。平成21(2009)年3月には、全学的な危機管理規程を整備するなど、防犯管理も含めた全体的な危機管理体制の整備が進んでいる。

12-2の改善・向上方策（将来計画）

全体的な危機管理体制の整備を一層進める予定である。

衛生健康管理については、公共機関では必須になってきているAED（自動体外式除細動器）を平成20(2008)年秋に両キャンパスに設置して、心臓発作などにできるだけ速やかに対応できる体制を整えている。今後も衛生健康管理を強化する予定である。

12-3. 広報活動の体制について

12-3の事実の説明（現状）

大学広報活動は、平成19(2007)年度よりアドミッションセンターの企画・広報部が集中して広報活動を担当してきたが、平成21(2009)年2月より大学全体の広報については学長室が担当し、入試広報については、アドミッションセンターが担当することになった。キャンパスが複数になったこと、20周年記念行事など大学全体で統一した広報活動を行う必要性が高まったからである。

学長室では、教育研究成果から学生のゼミ活動、イベント情報、入試情報、大学の近況報告まで、常に大学全体を見て、ホームページに公開するとともに、広くマスコミにプレスリリースを出している。発信する際には、情報の内容に応じて、事務局長・事務長、学部長、研究科長、学長室長が必ずチェックを行っている。又、研究開発機構所属の各研究所では、各研究所長の責任のもと、研究成果を各研究所ごとにホームページで公開している。

学長室は、本学の広報誌「rapport」の編集・発行も行っている。「rapport」は季刊で発行され、大学内の様々なニュースや学生の活動をはじめ、イベント情報、本学教員の近著紹介など、up-to-dateな話題を中心にまとめている。その配布先は、本学学生、高校生、高等学校、本学の後援会員、同窓会員と幅広く広報を行っている。

大学の教育研究成果として、学部単位で研究紀要を発行している。「多摩大学紀要編集委員会」が組織され、毎年度の3月に研究論文を集めて発行されている。紀要は、国内100余の大学、研究所等へ配布されるとともに、紀要編集委員長の責任のもとに、ホームページ上にも公開されている。

12-3の自己評価

教育研究成果を学内外に適切に広報する体制を整備してはいるが、少数の担当者に情報収集・発信業務が集中してしまっている。その結果、大学内で取り組んでいることの外部への発信が弱いなど、迅速かつ的確な広報活動と言えるほどの効果をあげていない。広報担当に各部署から情報伝達がスムーズかつ組織的に行われるよう、人的配置を含めて改善が必要と考えている。又、研究紀要については、平成19(2007)年度開設のグローバルスタディーズ学部は準備中であり、発行開始は平成21(2009)年6月となる予定である。

12-3の改善・向上方策（将来計画）

事務局各部署の担当者による「ホームページワーキングチーム」が結成され、各部署の情報を適宜ホームページ上に掲載してだけでなく、広報担当にスムーズかつ組織的に情報伝達が行われるよう努めている。又、学部の学生による「広報ワーキングチーム」を結成し、情報収集や取材等にあたってもらい、その成果を広報誌「rapport」やホームページに反映させるシステム作りを進めている。こうしたことで広報体制を整備し、本学の特徴や教育研究成果をより積極的にアピールしていきたい。

〔第12章まとめ〕

必要な組織倫理に関する規程の整備と運営、危機管理体制の構築、教育研究成果の学内外への広報体制の整備は、各々について概ね適切に実施されていると自己評価している。課題としては、学生を含めた危機管理意識の一層の徹底と、情報を迅速かつ効果的に学外に発信していく学内のシステム作りである。

また、大学が期待される社会的責務への迅速かつ適切な対応に努めるとともに、危機管理体制の見直しを行い、体制の一層の整備と意識の向上につとめていく。教育研究成果の学内外への広報活動については、学生や事務局各部署担当者によるワーキングチームの結成で、スムーズかつ組織的に情報収集・伝達を行って、より効果的な学外発信をめざしていく。